

問 1

(1) × (2) ○ (3) × (4) ○ (5) × (6) × (7) × (8) ○ (9) × (10) ○

問 2

第 1 F が提訴した①②の訴えは本案判決すべきか、却下判決すべきか。

1 F は甲社の株主であり、A が甲社に対して与えた間接損害について責任追及の訴えを提起しようとしている（会社法（以下法名省略）847 条）。当該訴えは訴訟要件を備えているとして本案判決されるか。

(1) まず、847 条で提訴できるのは役員等（423 条 1 項）である。A は甲社の代表取締役である。役員等に取締役は含まれるので、A には被告適格がある。

(2) 甲社は監査役設置会社である。監査役設置会社は 847 条 1 項の請求を受けた場合、監査役が監査役会設置会社を代表する（386 条 2 項 1 号）。よって、責任追及の提起請求は監査役にしなければならない。しかし、F は代表取締役である B あてに請求書を提出している。このような場合でも適切な請求があったといえるか。

監査役が会社を代表するということは、監査役が請求を受け、提訴するか否かを判断する。つまり、監査役が実質的に請求を確認し、提訴するか否かの判断ができる機会があれば、提出先が監査役でなくても、適切な請求があったといえる。

本件においてみると、F の請求書を B が受け取った直後の取締役会で、B は請求書全文のコピーを配布した上で、その内容を報告している。当該取締役会に監査役の全員が出席していた。よって、監査役である E が実質的に提訴するか否かを判断する機会があったといえる。

以上より、F の提訴請求は適切であったといえる。

(3) 847 条によって、取締役に請求できる責任の範囲が明確でない。本件は A が会社に有する債務に関する請求である。このような請求も、責任追及の範囲内といえるか。

取締役にに対する責任追及がされないおそれがあるのは、業務上の責任だけではない。会社に対して取締役が有する債務についても責任追及されないおそれがある。

よって、会社に対する取締役の債務も責任追及できる範囲に含まれる。

(4) 株主が会社に対して提訴が認められる要件は、①会社に対して提訴請求をしたあと 60 日以内に会社が責任追及の訴えを提起しないこと（847 条 3 項）②責任追及の訴えの目的が図利加害目的でないこと（847 条 1 項但し書）③6 か月前から引き続き株式を有する株主であること（847 条 1 項）、である。

本件においてみると、①F が B に対して提訴請求をしてから 60 日が経過しており、甲社が A に対する訴えを提起していない。また、②F の目的は図利加害目的ではない。③F は 10 年以上甲社の株主である。

以上より、F の訴えは要件を満たす適切なものである。

2 F の提訴は適切なものであるから、裁判所は本案判決すべきである。

以上

